

## 新築住宅の評価料金等

令和5年7月1日改定  
株式会社 技研

・建設地によって、建設住宅性能評価料金に別表-7による旅費交通費が加算されます。

別表1(一戸建ての住宅の評価料金)

単位:円(税込)

	設計住宅性能評価	長期使用構造等の確認有の場合	建設住宅性能評価	建設住宅性能評価 (他機関で設計評価を行っている場合)	選択項目追加 (1項目毎)※1
3階建以下	55,000	設計住宅性能評価 × 1.2	110,000	220,000	5,500
4階建以上	71,500		143,000	275,000	5,500

※1 音環境に関することを選択した場合の加算

別表2-1-1(共同住宅等の住宅の評価料金〔ファミリータイプ〕)

単位:円(税込)

住戸数	設計住宅性能評価	長期使用構造等の確認有の場合	建設住宅性能評価	建設住宅性能評価 (他機関で設計評価を行っている場合)	選択項目追加 (1項目毎)※1
20戸以下(一律)	297,000	設計住宅性能評価 × 1.2	407,000	792,000	22,000
21~30戸	12,650 × 住戸数		17,050 × 住戸数	39,600 × 住戸数	1,100 × 住戸数
31~50戸	10,175 × 住戸数		14,025 × 住戸数	39,600 × 住戸数	1,100 × 住戸数
51~75戸	6,600 × 住戸数		8,800 × 住戸数	39,600 × 住戸数	1,100 × 住戸数
76~100戸	6,325 × 住戸数		8,525 × 住戸数	39,600 × 住戸数	1,100 × 住戸数
101~150戸	6,050 × 住戸数		8,250 × 住戸数	39,600 × 住戸数	1,100 × 住戸数
151~200戸	5,500 × 住戸数		7,150 × 住戸数	39,600 × 住戸数	1,100 × 住戸数
201戸~	別途見積り				
加算額(別棟がある場合)	1棟あたり 110,000				
加算額(耐震等級2以上の場合)	上記標準額の10%		上記標準額の10%	上記標準額の10%	

※1 音環境に関することを選択した場合の加算

別表2-1-2(共同住宅等の住宅の評価料金〔ワンルームタイプ〕)

単位:円(税込)

住戸数	設計住宅性能評価	長期使用構造等の確認有の場合	建設住宅性能評価	建設住宅性能評価 (他機関で設計評価を行っている場合)	選択項目追加 (1項目毎)※1
20戸以下(一律)	187,000	設計住宅性能評価 × 1.2	242,000	462,000	22,000
21~50戸	8,250 × 住戸数		11,550 × 住戸数	23,100 × 住戸数	1,100 × 住戸数
51~100戸	6,600 × 住戸数		8,800 × 住戸数	23,100 × 住戸数	1,100 × 住戸数
101~150戸	6,050 × 住戸数		8,250 × 住戸数	23,100 × 住戸数	1,100 × 住戸数
151戸~	5,500 × 住戸数		7,700 × 住戸数	23,100 × 住戸数	1,100 × 住戸数
加算額(別棟がある場合)	1棟あたり 110,000				
加算額(耐震等級2以上の場合)	上記標準額の10%		上記標準額の10%	上記標準額の10%	

※1 音環境に関することを選択した場合の加算

別表2-1-3(共同住宅等の住宅の評価料金〔木造タイプ〕)

単位:円(税込)

住戸数	設計住宅性能評価	長期使用構造等の確認有の場合	建設住宅性能評価	建設住宅性能評価 (他機関で設計評価を行っている場合)	選択項目追加 (1項目毎)※1
6戸以下(一律)	60,500	設計住宅性能評価 × 1.2	203,500	308,000	6,600
7戸以上	60,500 +( 4,400 × [住戸数-6])		203,500 +( 9,900 × [住戸数-6])	308,000 +( 12,100 × [住戸数-6])	1,100 × 住戸数

※1 音環境に関することを選択した場合の加算

別表3(室内空気中の化学物質の濃度測定)

単位:円(税込)

住戸数(1住戸あたり)	ホルムアルデヒドのみ	ホルムアルデヒド+VOC
1戸	44,000	71,500
2戸	41,250	68,750
3~5戸	38,500	66,000
6~10戸	35,750	63,250
11戸~	33,000	60,500

※ 同一場所で、同一時期に任意の居室1か所を測定する場合。

※ VOCとは、トルエン・キシレン・エチルベンゼン・スチレンを示します。

## 別表4(再検査料金)

## 1.一戸建ての住宅

単位:円(税込)

2階建以下	27,500
3階建以上	33,000

## 2.共同住宅等

単位:円(税込)

1回あたり	44,000
-------	--------

## 別表5-1(変更設計住宅性能評価及び、変更建設住宅性能評価の料金)

単位:円(税込)

		変更設計住宅性能評価	変更建設住宅性能評価
当機関で評価申請を行っている場合	一戸建ての住宅	設計住宅性能評価料金 (長期使用構造等確認有料金) × 50%	建設住宅性能評価料金 × 50%
	共同住宅等	設計住宅性能評価料金 (長期使用構造等確認有料金) × 30%	建設住宅性能評価料金 × 50%
他機関で評価申請を行っている場合		設計住宅性能評価料金 (長期使用構造等確認有料金) と同額	建設住宅性能評価料金と同額

※ 変更の内容によっては別途お見積りとなりますので、お問い合わせ下さい。

## 別表5-2(軽微な変更の料金〔等級による表示以外の変更の場合を含む〕)

単位:円(税込)

構造の安定	一戸建ての住宅	1住戸につき	5,500
	共同住宅等	1棟につき	11,000
温熱環境・エネルギー消費量		1住戸につき	5,500
上記以外		1住戸につき	2,200

## 別表6(住宅性能評価書の再交付料金)

単位:円(税込)

設計住宅性能評価書 建設住宅性能評価書	1住戸につき	2,200
------------------------	--------	-------

## 別表7(旅費交通費)

単位:円(税込)

エリアⅠ	大阪府(府下全域) 京都府(京都市、宇治市、亀岡市、向日市、長岡京市、城陽市、京田辺市、八幡市、木津川市、大山崎町、久御山町、井手町、精華町) 兵庫県(神戸市、明石市、芦屋市、尼崎市、伊丹市、川西市、三田市、宝塚市、西宮市、猪名川町) 奈良県(奈良市、生駒市、大和郡山市、橿原市、大和高田市、香芝市、葛城市、天理市、平群町、斑鳩町、三郷町、王寺町、河合町、上牧町、安堵町、川西町、三宅町、田原本町、広陵町)	発生しない
エリアⅡ	京都府(南丹市、京丹波町、宇治田原町、和東町、笠置町、南山城村) 兵庫県(丹波篠山市、三木市、加古川市、高砂市、稲美町、播磨町) 奈良県(桜井市、五條市、御所市、明日香村、高取町、大淀町、山添村) 滋賀県(大津市、草津市、栗東市) 和歌山県(和歌山市、有田市、海南市、紀の川市、橋本市、岩出町)	5,500
エリアⅢ	京都府(綾部市、福知山市) 兵庫県(丹波市、西脇市、加西市、加東市、小野市、姫路市、淡路市、洲本市、南あわじ市) 奈良県(宇陀市、吉野町、下市町) 滋賀県(守山市、野洲市、湖南市、竜王町) 和歌山県(かつらぎ町、九度山町、高野町)	16,500
エリアⅣ	上記以外の地域	33,000

※ 確認検査と同時申請でエリア料金が発生する場合は、確認検査による手数料のみを加算する。

## 別表8(長期使用構造等の確認料金)

一戸建ての住宅(新築住宅)

単位:円(税込)

長期使用構造等の確認申請	55,000
変更確認申請	27,500
軽微変更該当証明申請	11,000

※ 共同住宅等、増改築、既存住宅に関しては、別途お問い合わせ下さい。

## 【評価料金等の取り扱いについて】

1. 評価料金等は課税扱いとなっております。
2. 建設住宅性能評価料金には、財団法人 住宅リフォーム・紛争処理支援センターへの負担金を含んでおります。瑕疵担保保険の利用の有無にかかわらず、負担金について、追加及び返金等はありません。
3. 評価料金を銀行振込とする場合は、別に振込手数料をご負担頂きます。
4. 「階数」は、建築基準法施行令第二条第一項第八号に規定する階数とします。
5. 「延べ面積」は、建築基準法施行令第二条第一項第四号に規定する延べ面積とします。
6. その他予想しない特殊な建築材料又は構造方法を用いた建築物については、当機関の長の判断により別にこれを定めます。
7. 建設地によっては、建設住宅性能評価料金に別表7による旅費交通費が加算されます。
8. 「室内空気中の化学物質の濃度測定」は、一戸建ての住宅及び共同住宅等の評価料金には含んでいません。なお、評価が必要な場合は、別途評価料金が必要です。
9. 本料金規定でのファミリータイプとは、1住戸内に浴室・便所・台所を設け、1住戸の専用面積が35㎡を超えるものをいう。(ただし[木造タイプ]は除く。)
10. 本料金規定でのワンルームタイプとは、1住戸内に浴室・便所・台所を設け、1住戸の専用面積が35㎡以下のものをいう。(ただし[木造タイプ]は除く。)

別表9(株式会社技研評価業務規程による減額に係わる事項)

対象項目		根拠規定※1	割引率の 上限※2	採用割引率※3	
				設計	建設
①	確認申請の同時申請による減額(設計)	規程第31条(3)	15%		
②	確認申請の同時申請による減額(建設)	規程第31条(4)	15%		
③	一定期間に一定量の申請による減額 ※5	規程第31条(5)			
	戸建住宅	5戸以上	5%		
		10戸以上	10%		
15戸以上		15%			
共同住宅	50戸以上	5%			
	75戸以上	10%			
	100戸以上	15%			
	150戸以上	20%			
	200戸以上	25%			
	300戸以上	30%			
	400戸以上	40%			
④	タイプ数による減額(共同住宅3タイプ以下)	規程第31条(6)	25%		
⑤	簡易な平面形状による減額	規程第31条(6)	30%		
⑥	小規模戸戸(65㎡以下)による減額	規程第31条(6)	30%		
⑦	必須項目で等級1を選択している場合(耐震除く)	規程第31条(6)	30%		
⑧	階数が2以下で小規模共同住宅による減額	規程第31条(6)	40%		
⑨	一定期間内の申請による減額(サービス期間等)	規程第31条(7)	25%		
⑩	フラット35の同時申請による減額(設計)	規程第31条(8)	10%		
⑪	フラット35の同時申請による減額(建設)	規程第31条(8)	10%		
⑫	一団の分譲地の同時検査による減額(建設)	規程第31条(9)	5%		
⑬	指定したソフトによる減額	規程第31条(10)	5%		
⑭	公共の建築物による減額	規程第31条(11)	35%		
⑮	設計と建設の同時入金による減額	規程第31条(12)	2%		
⑯	低炭素建築物等環境に配慮した住宅による減額	規程第31条(13)	30%		
⑰	低炭素建築物等環境に配慮した住宅による減額	規程第31条(13)	10%		
⑱	簡易な平面形状による音等級の減額	規程第31条(6)	10%		
⑲	住宅型式性能認定に適合した住宅	規程第31条(1)	30%		
⑳	住宅認証型式部分等を含む住宅	規程第31条(2)	30%		
合計割引率(上限40%)				0.00%	0.00%
(100%-合計割引率)				100.00%	100.00%

※1 規程とは株式会社技研評価業務規程のことをいう。

※2 各種割引率については、申請者より申請物件に関する情報の提供をうけ、当機関が合理的なものとして判断した場合について適用する。

※3 目指す等級が高度なものと判断する場合は、規程によらず減額しないことができるものとする。

※4 該当する項目が複数ある場合は、合計した減額率とすることができ、40%を上限として戸数に応じて減額するものとする。

※5 前年度1年間の申請住戸数実績とする。